

裁判員経験者意見交換会議事録

1 開催挨拶

司会者：京都地方裁判所の裁判官をしております坪井と申します。本日は、意見交換会の司会進行を務めさせていただきます。

裁判員制度が施行になりましてから7年が過ぎておりますが、こうして無事に裁判員制度が続いておりますのも皆様の御協力のたまものと感謝しております。

本日は、皆様経験者の方々の貴重な御意見をお伺いする機会ということで、いただいた御意見を参考に、制度の円滑な進行に努めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それではまず、参加していただきます法律家の皆様方から、それぞれ簡単に自己紹介をお願いします。

内田検察官：京都地方検察庁の検事の内田と申します。本日は貴重な機会をいただきまして感謝しております。率直なお話を聞かせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

辻弁護士：京都弁護士会で弁護士をしております辻と申します。裁判員裁判は何件か弁護人を務めさせていただいております。後ろにも弁護士会から何名か弁護士が傍聴に来ております。皆さんの貴重な御意見をお伺いして、今後の我々の弁護活動に生かしていければと思っておりますので、ぜひ率直な御意見、厳しい御意見もお伺いしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

中川裁判官：京都地方裁判所第3刑事部の裁判長をしております中川と申します。

本日はお忙しい中ありがとうございます。今後のよりよい裁判員制度のために、皆さんの御経験談などを参考にしながら我々も評議を進めていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

2 裁判員を経験した感想

司会者：それでは、早速意見交換してまいりたいと思います。本日はテーマとしては量刑に関する審理、検察官や弁護人の主張や立証の在り方、それから量刑に関する評議、例えば裁判官の説明や資料の使い方、こういうものについて御意見を頂戴してまいりたいと思います。

まず、皆様が御参加された事件の紹介と、感想を一言ずつお伺いいたしまして、その上でその点についての御意見も頂戴してまいりたいと思います。

それでは、番号順ということで、1番の裁判員経験者の方からお願いいたします。御参加いただいた事件は強姦致傷事件でした。裁判に参加された御感想、御印象というものを一言お願いできますでしょうか。

裁判員経験者1：まず審理をする時間、それから評議をする時間、休憩時間、それがすごくうまく配分されていたとっております。ただ、資料といいますか、私たちがいただく内容がちょっと乏しくて、もうちょっと深く、たくさんのが知りたかったなと思いました。例えば子供がいたとかいうことも知らされてなく、裁判の質問の中でそういうことも聞いたわけですので、何かもう少し詳しく知りたかったなという気持ちはあります。

司会者：今のは、被告人の情報をもっと知りたかったということですか。

裁判員経験者1：はい。

司会者：ありがとうございました。では続きまして2番の方、御参加された事件は強盗致傷事件等ということでした。2人組の犯人で、強盗や窃盗を結構繰り返していたうちの、その1人の裁判に御参加されたと伺っております。まず、裁判に参加されての御感想をいただけますでしょうか。

裁判員経験者2：実は今日来て初めて、ほかの事件に比べて件数が多かったというのを聞きましたが、裁判は私、それしか経験していませんので、ほかよりも重かったとか難しかったとかという、そういうことは思わなかったです。評議とかに加わる中で、3人の裁判官がいろいろと進めてくださったんですけれども、非常

に話の仕方が柔らかかったりだとか、我々がどうしても裁判というものに対して非常に身構えてしまいがちなところを、極力和らげようとしてくださっているのが非常によく分かり、大変取り組みやすくしていただいたなというのが、まず一番感じたところでした。

司会者：どうもありがとうございます。続きまして3番の方、御参加された事件はやはり強盗致傷事件ということでした。侵入強盗の事件でしたが、その後、同じ被害者のお宅にまた、今度は窃盗に入ったという、そんな事件だったと思います。裁判に御参加されての御感想を頂戴できますでしょうか。

裁判員経験者3：初めての経験で、何をどうするのか全然分からなかったんですが、月曜日の朝でしたかね、裁判所に来て、もう昼から即、ということで、非常に最初はとまどいがありました。だけど、事前にかんりの整理をされてあったので、冒頭陳述ですか、そのときでも分かりやすい資料を出していただいたし、だんだんとなじんでいって、何となく約1週間できたのかなと思います。その間には裁判官の方からいろいろ細かいアドバイスをいただきましたし、個人的に負担になるようなことは余りなかったんじゃないかなと思います。

司会者：ありがとうございました。続きまして4番の方。御参加いただきましたのは殺人事件でした。奥さんと口論になって殺害にまで至ったという、非常に不幸な事件だったんですけれども、御参加された御感想を頂戴できますでしょうか。

裁判員経験者4：御主人が奥さんを殺したという事件だったんですが、当然裁判の中で、家庭環境が全て明らかになっていくわけなんですけれども、それを聞いておりますと、正直言って私の心の中が非常に重くなっていくといいますか。時々、涙こそ流していないんですけれども、ほろりとするところがありました。何とか裁判官の方々の御指導もありまして務め上げることができたのかなと思います。

司会者：どうもありがとうございました。続きまして、5番の方は欠席されていますので、6番の方。御参加されたのは強盗致傷事件等ということですが、ホステ

スさんを狙った強盗とか、それから窃盗などを繰り返していた事件でした。御参加された御感想などを頂戴できますでしょうか。

裁判員経験者 6：まず、今回裁判員に選任されまして、非常に裁判所のイメージが変わったなというのが率直な気持ちでございます。具体的に申しますと、難しい人が多いんだろうなというイメージを持っていましたが、非常ににこにこしていらっしゃるしまして、非常にとっつきやすいというか、意外に同じ人なんだという印象でした。そして、今回、参加することで、新聞とかニュースとかでよそのことと思っていたことが、すぐ自分の近くで起こっているということ、それと色々なことを進めていく中で、全てのことにはいろいろな理由があるということ、それを改めて感じた次第でございます。そしてまた、被告人の家族の説明や被害者のいろいろなお話を聞いていると、簡単にこれは物事を判断できない、いろいろなことが重ね合わさってこういったことになっているというのを感じました。最終的に、量刑を決めていく際は、やはり事実をしっかり積み重ねた上でやっていくということが改めて大事なんだなと思いました。素人なので、私らはやはり感情に押し流されそうな部分があったんですけれども、やはり、起こったことに対してきちっと判決を出していくということの重さを感じさせていただきましたし、自分自身もその中に入れたのかなと思っております。

司会者：ありがとうございました。

3 量刑事情に関する検察官及び弁護人の主張・立証活動について

司会者：それでは、量刑についての御意見を頂戴してまいりたいと思います。

まず、1番の方から、総括的な御意見、例えば先ほどですと、もうちょっと被告人のことを知りたかったとかいう御発言があったんですけれども、この点が難しかったとか、あるいはここはよく理解できた、それから強く印象に残った、というようなことがありましたら御紹介いただけますでしょうか。

裁判員経験者 1：先ほども申しましたように、最初に聞かされていることがすごく

少なくても、クエスチョンマークばかりだったんですけれども、審理している間にだんだんとそういうことが明らかになってきて、前にもこういうことをしたことがあるということも出てきましたので、私としては量刑を決めるときには大体の目標というんですか、行き着くところは決められたとは思っております。最初に、どのような手順で量刑を決めていくか、裁判官の意見がどのくらい重くて、裁判員がどのくらい関わっていくかという説明がしっかりあったので、皆、最終的に決めたことは納得したと思います。それに、まず裁判員から先に、理由と、量刑の程度、何年というのを決めて、その後で裁判官が御意見を言われて、というその手順がよかったと思っております。

司会者：今のは、評議の中の話合いの手順が納得できるようなものだったということとでよろしいでしょうか。

裁判員経験者 1：はい。

司会者：何か、ここは改めたほうが良いというようなことはありますか。

裁判員経験者 1：やはり、最初に言いましたように被告人の情報を最初にもらってたらなと思いますね。だんだんと分かっていったというのは理由がおりだったんだと思いますけれども、被告人にも質問したいことが山ほどあったような気がします。

司会者：詳しいことはまたお聞かせ願います。

裁判員経験者 1：はい。

司会者：では続きまして、2番の方はいかがでしょうか。刑を決める上で難しかった点とか、腑に落ちた部分とかありましたらどうぞ。

裁判員経験者 2：量刑そのものを決めることについては、最終的には評決をこういうふうにするんだよという、そのシステムというか、仕組みが非常に明確ではっきりしていたということもあって、それほど分からないなとかやりにくいなとかいうこともなくて、周りの方も含めて非常にスムーズに進んでいたかなと思いま

す。

個人的にここがよかったなと思うのは、最初に一度予備投票をして、量刑が何年、何年と出たところで、もう一度話し合いに戻って詰めた上で、最終投票をしたということがあったんですけれども、そういった形で話し合いを重ねて自分の考えを固めていき、判決にもっていったのは非常によかったと思っています。

司会者：話し合いを尽くすことができたという感想ですね。

裁判員経験者 2：そうですね。

司会者：ありがとうございました。3 番の方はいかがでございましょうか。

裁判員経験者 3：素人が刑を決めるというのはどうかなと思ってたんですけれども、やはり事前にいろいろな資料をいただき、過去の事例とかいただいて、裁判所から押しつけられた判断でなしに、やはり自分なりの判断ができたんじゃないかなと思います。

司会者：ありがとうございました。先ほどのお話ですと、結構資料が分かりやすかったということですが、何か印象に残っておられる資料とかございますか。

裁判員経験者 3：やはり統計的な資料は結構細かく出していただいたので、その辺はかなり参考にはなったと思います。

司会者：量刑のデータベースですね。

裁判員経験者 3：はい。

司会者：そのあたりの感想をまたお伺いしてまいります。どうもありがとうございました。では続いて4 番の方。御参加された事件は非常に心が重くなるような事件だったわけなんですけれども、刑を決めるあたりでも難しい点というのはかなりあったのではないかなと思うのですが、どうぞ御感想をお願いいたします。

裁判員経験者 4：家庭環境が見えてきた段階で、どうしたらいいんだろうと。被告人に子どもがいたのですが、そういったところで非常に悩みました。結果的に検察官の求刑を考えながら、自分なりに腑に落ちた量刑を述べられたのではないか

な、そしてそういうふうな判決になったのではないかなと思っております。

司会者：検察官の求刑というのは、かなり重視されたわけですか。

裁判員経験者 4：全く無視というわけではないですね。やはりそれが一つのベースになったといえますか。それと、先ほど皆さん方がおっしゃっているデータベース、この2つがベースになって、私の頭の中としてはそういう考え方で、あとは自分で罪をどう考えるか、そういうところで意見を出させていただきました。

司会者：6番の方は先ほどのお話では、感情に押し流されず事実を注視することが大切だということが実感できたというお話で、非常にすばらしいなと思ったんですけれども、量刑についての話合いの中で、そういう御感想をお持ちになった何か契機とかポイントみたいなものがありましたら御紹介いただけますでしょうか。

裁判員経験者 6：検察官の証拠の説明のときに、防犯ビデオがございました。被告人が被害者に対してどのような行動をとっていたのか漠然としていたものが、何度も何度もそれを確認させていただく中で、ああやはりこれはこういうことだなと理解することができました。そのビデオがないと、抽象的な表現の部分から見えておりましたので、判断を決めやすかったです。

それと、複数の罪を犯しましたので、単に足し算ではないんですよというように御説明もいただきましたし、私たちに被告人に質問をさせていただく時間がございますけれども、その時々を経緯を直接質問させていただく場面も作っていただきましたので、自分たちの考えをまとめるには非常によいやり方であったのかなと感じました。

司会者：やはり証拠を見て、それから被告人への質問をするなどして、事実をきちんと理解できたというのがいい評議につながったなという、そういう御感想ですかね。ありがとうございました。

それでは、検察官又は弁護人から、何か御質問されることがございますか。
では検察官、どうぞ。

内田検察官：1番の方にお伺いします。事前の被告人に関する資料が少なかったというお話が出たと思います。その事前というのは、おそらく検察官の冒頭陳述、最初に被告人はこんな人ですよということを説明する際の御感想だと思いますけれども、やはり冒頭陳述ではある程度突っ込んで事実を紹介したほうがよろしいのでしょうか。冒頭陳述というのはあくまでも検察官の主張にすぎなくて、それが事実かどうかはまだ分からないので、なるべく最初の冒頭陳述の説明は簡素化して、実際の立証で、先ほどおっしゃったように審理が進むにつれて理解していただくという、そういう方策をとっているものですから、その点はちょっと気になりましたのでお伺いしました。

裁判員経験者1：私の申し上げていたことの一つは、この方は前科はあるのですかという質問で、今の事件に対して目を向けてほしいので前科は言わなかったというふうに御説明されて、それは一理あるのかと思いましたけど、実際に前科が複数あったんです。ですから、それは聞いていたかったなと思いました。

内田検察官：それからもう1点、これは実際の検察官が量刑を決めるに当たって主張した個別の事情になるんですけども、もし御記憶にあればどういう印象を持ったか教えてください。被告人に、同種事犯、性犯罪の前科があったということですよね。検察官とすれば、その同種事犯を過去にやっているということや、法廷での被告人の言い分が、ちょっと反省の態度が見えないということになって、それらの事情をもとに、この人は将来もまた同じようなことをする可能性があるんじゃないかという主張をしたところなんです。再犯可能性というんですけども、判決を見ますと、その点については触れられておらず、現に行った事実をどう評価するかではなくて、将来の事実を想像して量刑の事情にするというところが難しかったのかなという印象を持ったのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

裁判員経験者1：最後に被告人が言われたことは、私は病気ですと。自分が犯した

ことが悪かったということよりも、私は病気ですからこれを治したいと思います
というような言い方をされたんですよね。病気で片付けられることかなという点
で、ちょっと私にはひっかかったんです。病気なんだから仕方がない、それを治
すような、心理的療法とかが私には必要なんだといった感じを受けたもので、そ
の辺が私としては、反省の度合いというんですか、もう二度としないという感じ
は受けませんでした。

内田検察官：ありがとうございました。

司会者：では、弁護人からいかがでしょうか。

辻弁護士：それぞれの事件を担当した弁護士から資料をもらったり事情を聞いたり
して、個別の御質問もさせていただきたいと思ってるんですが、まず初めに、皆
さん全員に質問をさせていただきたいと思います。今回、量刑についてというこ
となんですが、量刑に関して弁護人が審理の最後に弁論という場面でいろいろ意
見を言ったと思うんですけれども、そういう弁護人の意見の中で、これはよかつ
たなとか、これは説得されたなというようなこと、逆に、何でそれで軽くするの
というふうによく分からなかったとか、あるいは皆さんが反感を抱いたとか反発
をされたような点があるとか、いやもうそもそもあまり印象にも残らなかったと
か、そういったあたり、何か皆さんが印象に残っておられることがあれば教えて
いただければと思います。

司会者：6番の方からお尋ねしてもよろしいでしょうか。

裁判員経験者6：求刑の年数について、社会復帰されたときにこれぐらいの年にな
っている、そうすると新たに働くのも厳しい年になっているんですよというよう
な御発言があったと思うんですけれども、率直な気持ちとして、これはあまり関
係がないのかなと感じました。ただ、いろいろ弁護していらっしゃる中で、非常
にその方の身になって、親になりかわって弁護していらっしゃるのかなと感じま
した。ただ、御説明される方が少し早口でしたので、ちょっと聞き取りにくかつ

たなとは感じました。

司会者：4 番の方，お願いします。

裁判員経験者 4：私の場合は，最後，弁護士の方が黙秘しなさいと言いましたということに，非常に不満を感じました。犯してしまった罪については正しい罰で裁かれるべきだと思います。最初，彼は自首して，ある程度しゃべっていたようなんですけれども，検察官からのご指摘では，ある時からしゃべらなくなったということでした。最後に弁護人から黙秘するように言いましたと聞いて，事件としては大きな事件ではなく，家庭内暴力から始まった事件ではないかと思うんですけれども，やはり 1 人の人が亡くなっているわけなので，その真実がはっきりしないまま終わってしまったのかなという気がいたします。非常に残念でした。

司会者：弁護人が，審理の最後に意見ということで述べたと思うのですが，あの印象は残っておられますか。例えばこの被告人に対しては大体懲役何年ぐらいが相当であるというような意見なんですけど。

裁判員経験者 4：その部分につきましては，殺人罪なのか傷害致死なのかという判断で言われておりましたが，私は殺人罪で間違いないだろうと考えておりましたので，最初に傷害致死ということでの量刑を述べられて，ちょっとそれは違うんじゃないかなと思いました。弁護人の方は被告人の罪に対して量刑を軽くしてあげるというのもあるんだとは思いますが，どちらかという逆の印象を持ってしまったということです。

司会者：3 番の方はいかがでしょうか。

裁判員経験者 3：事実関係を争うような裁判ではなかったと思うんですけれども，弁護士さんは一生懸命，本人の反省の度合いとか，その将来図，生活，子供たちのこととかかなり熱心に誘導されて，情状酌量という面に導こうとされたことはかなり印象には残ってます。けどちょっと何か，あまり理解できなかった部分もあったかなというような感じです。

司会者：2 番の方はどうでしょうか。

裁判員経験者 2：お伺いしてて、いろいろな事件があったんだと思うんですけども、弁護士の方は、たとえ殺人罪であっても何であっても、法律の許す範囲で可能であれば無罪にもっていくというのがお仕事だと思うんです。私の担当した事件というのは強盗致傷と窃盗等だったんですけども、やはり 3 番の方と一緒に、事実関係は争わずに量刑だけを問う裁判だったということもあって、被告人の生い立ちだったり、精神的な病気だったりとか、そういった置かれた状況などをヒアリングされて、それを基に弁護活動されたと思うんですけども、ほとんど争うことがないだけに、どういうふうに法廷戦術をもって行ったらいいのかみたいなの、そういうところを必死にといいですか、頑張られているなのというのが、実は一番印象に残っております。

司会者：1 番の方の事件は、弁護人にとってなかなか厳しい事件だったのかなと思うんですけども、弁護人の弁論の印象はいかがでしたか。

裁判員経験者 1：今のとまるで逆で、申し訳ないんですけど、本当に弁護をしてくるのかなという感じを受けました。私は最初、この人の生い立ちがこうだからこういうことになってしまったんですよというような話を弁護人から聞けるのかと思ってたんですが、そういう話も全くなくて、あなたはこういうことをされましたねという事実を言われただけでした。ちょっと声も小さかったので聞き取りにくい面もありました。本人が言っていることと証拠として上がってくるものが食い違うという場面がいくつもあったと思うんですけど、その食い違いに関して、本当は被告人が言ってることの方が正しいんだよというようなことも何もなかったもので、私には検察官の主張を認めてらっしゃるように感じました。

司会者：どうもありがとうございました。

辻弁護士：ありがとうございました。今まで少しお話は出てたんですが、では 2 番の方と 6 番の方にお伺いしたいんですけども、どうもそのお 2 人の担当された

事件では被告人の生育環境が、小さいときから不遇な状態があったということで、例えば幼いときに両親が離婚したとか、中学校を出たぐらいからは親にも構ってもらえず、放り出されて、自分だけで生きてきたとか、そういった生育歴が不遇であったという点があったようなんですが、そういった点については、量刑を決めるときにどのようにお考えになったのか。あるいは弁護人としてそこを有利に使おうと思うと、どういうことをさらにやればよかったのかというようなあたりを教えていただければと思います。

司会者：では6番の方から、その点に関する弁護側の立証が非常に印象に残っているということなのか、それともあまり印象には残らなかったなということなのか、印象には残ったんだけど、自分としてはそれほど重視しなかったということなのか。どのあたりなのでしょう。

裁判員経験者6：弁護士の方の発言もございましたけれども、御家族の方の証言が弁護士の方のおっしゃっていることを裏付けるような内容でございました。弁護士の方から、ああいう環境で育っておったら普通に育つことは難しいんじゃないでしょうかという問いかけがございまして、確かにひどい状況やなというのを感じました。

司会者：では、そのあたりは結構印象に残ったということなんですね。

裁判員経験者6：印象としてはございました。

辻弁護士：できたらそれが量刑を決めるときに影響したのかというようなあたりを。

司会者：6番の方としては、かなり重視されたということになるんでしょうか。それともやはり、まあそれは気の毒だけれども事実の方が重要だとお考えになったのか。

裁判員経験者6：起こしている事実を、やはり事実を積み上げるということの方が大事だと思いました。

司会者：ありがとうございました。2番の方はいかがでしたでしょうか。

裁判員経験者 2：非常に難しい御質問なんですけれども、当時の記憶を思い起こす限りにおいては、投票した内容には被告人の生い立ち云々を反映したのではないかなと思っております。弁護士さんがすごく苦勞されていろいろおっしゃって、資料もすごくたくさん作ってやっておられたんですけれども、こればかりは多分裁判員がどんな人が当たるか次第だと思います。本当に身もふたもなくて申し訳ないんですけれども、この辺はもう弁護士さんの御経験から、これという弁護活動されていれば、正直いいのかなと。参考にならなくて申し訳ないんですけれども、多分そうだろうと個人的には思います。

司会者：そうすると、先ほど必死に立証という御発言がありましたけれども、弁護人の、この点に力を入れてるなというのはひしひしと伝わってくる感じだったんですか。

裁判員経験者 2：非常によく伝わる弁護をされていました。

辻弁護士：ありがとうございました。

司会者：検察官から何か、検察官の立証について聞いてみたいという点は何かありませんか。

内田検察官：2 番の方にお伺いしたいんですが、この事件は実は共犯事件ということとして、共犯者の量刑をどう考えるかというところが非常に難しかったのではないかと想像できるんです。つまり、2 人でやった事件で、一方については何年、もう一方については何年、その判断で迷いが出たことはなかったでしょうか。

裁判員経験者 2：もう一方の方の量刑がどうであったという情報は評議の中でお伺いしたんですけれども、やはりそこをベースにということは考えました。既に収監されているもう一人と、今やっている方と、置かれた状況と犯した内容と、特に役割がどちらがどうだったか、犯罪の役割にスポットを当てて量刑に反映させるというのを一番考えました。やはりそのもう一人の既に出ている判決がベースになったのは、私個人としては間違いないです。

内田検察官：ありがとうございました。

司会者：検察官のその点の立証で、何か、こういう立証だったらよかったのとい
うのは、何かありましたか。

裁判員経験者 2：ほかの方もおっしゃってるんですけど、検察官の立証については、
弁護士もそうなんですけども、非常に、資料が分かりやすい。おっしゃっている
ことも全部はきはきとしていて、非常に分かりやすい。本当に、最初に裁判所に
来るまでのイメージが全部覆されたといいますか、非常に分かりやすくおっしゃ
ってましたので、そういう点では何の不満もなかったというのが正直なところで
す。

司会者：あとはよろしいですか。辻弁護士からは、ほかに何か。

辻弁護士：弁護人から聞いてることを前提に、3番の方と4番の方に御質問させて
いただければと思うんですが、被害者の処罰感情というものについて、ちょっと
伺いしたいと思います。

3番の方が担当された事件では、どうも弁護人に聞くと、被害者自身が、被告
人の子供には罪はないので、それほど重い処罰を望むわけではありませんという
ようなことをおっしゃったようなんですけども、そのことはどうも判決の中で
は触れられていなくて、そのあたりのことをどうお考えになったのか。

同じ被害者の関係で、4番の方の事件では被害者参加もあったようなんですけ
れども、被害者の方が意見陳述をしたり、あるいは被害者の弁護士が論告をし
たりというようなことがあったんですが、そのあたりについては量刑を決める上
でどのように考慮されたのかとか、あるいは裁判官から、それはどういうふう
に考えたらいんですよというような説明があったのかというあたりを教えていただ
ければと思います。

司会者：被害者の御意見について、印象的だったかどうかというところですね。で
はまず、3番の方はいかがでしょうか。この点、結構印象に残っておられますか。

裁判員経験者 3：いや、被害者が言ったという印象はあまりなかったんですけども、弁護士さんから、被告人の家族状況で、小学校のお子さんが少年野球をやっているとか、何かそういう話がありました。確かに子供のことを考えれば、お父さんが早く出てきて、やはり早く家族みんなで生活ができるようになればよいなという個人的な感情はものすごくありました。だから刑期を決めるときには、自分の頭の中にはそういうのも薄々入っていたのかもしれない。

司会者：被害者がそうおっしゃったからというより、みんなそう感じてるだろうなという、一般的な感想として被害者の意見も受けとめたので、それほど印象には残らなかったと。

裁判員経験者 3：被害者の言うことは、あまり印象には残っていなかったですね。

辻弁護士：その事件の弁護人は、被害者の方の答えがすごく印象的だったので、だからそこを弁論ですごく主張したと聞いているんですけど、あまり効果がなかったと。

裁判員経験者 3：かなり誘導はされていたことは記憶にありますけど。

司会者：4 番の方の事件では、逆に被害者の御遺族が重い意見を言われたということで、こちらのほうは結構印象が強かったでしょうか。どうでしたか。

裁判員経験者 4：非常に強かったですね。先ほどちょっと涙が、というのがその場面でした。もう本当に声を絞り上げておられて、ひしひしと気持ちが伝わってきました。影響を受けなかったかということ、絶対受けてませんということはありません。被害者の方も弁護士さんも検察官と一緒にされていたわけですけども、そういった過程で、やはり、被害者の方、身内であった方が述べる機会があるというのは、非常によかったと思います。

辻弁護士：なかなか表現しにくいとは思いますが、御自分が量刑を決めるときに、その被害者の方の証言だとか意見とか論告とかが、心に占めている割合というか、影響を受けたとおっしゃったのは、結構大きかったのか、それとも、いや

それはまああくまでも参考で、やったこと、結果がこういうことだからというところがやはり基本だったのかとか、その辺はどうですか。

裁判員経験者 4：個人的にはゼロではないんですけど、そんなに大きなウエートではないと思っていますので、50%未満だと思います。これは人それぞれだと思いますので、ほかの方がどういう認識だったかは分かりませんが、私としては量刑を決める上ではそれはそれ、というつもりではおりました。ただ、裁判を通して一番強い印象を受けたのが、被害者のお母様のお話だったのは間違いありません。

辻弁護士：ありがとうございました。

司会者：1番の方の事件でも、被害者の方は証人という形で出られたと思うのですが、やはり被害者の声というのは印象的に残っておられますか。

裁判員経験者 1：彼女の気持ちをくんで、私たちのところだけにビデオが見られるようにして、別室でいろいろと御質問されていましたが、やはり泣いていらっしゃるので、その状態を見て打ち切られたという、その心づかいはすごくよかったと私は思っております。

辻弁護士：そういうのを直接ごらんになったことを、自分が刑を決めるときにどういうふうに考えましたか。

裁判員経験者 1：私自身は審理のときに、よく発言をしたほうだと思いますが、量刑ということに関しては、私はなるべく軽くしてあげたいという基本的な考えで、刑は軽くあれと思う気持ちが強く働いていました。

司会者：被害者の言葉は心に残ったんだけど、刑を決めるときはまたそれは別ということで、切り分けて考えることができたということですか。

裁判員経験者 1：そうですね。私はそういう基本的な考えでした。

辻弁護士：ありがとうございました。

内田検察官：量刑を決めるに当たっては、いわゆる事件そのものにまつわる犯情と

言われるものと、先ほどから話題に上ってます、被告人の生育歴だとか一般情状というのがありまして、検察官はその二つを大きく分けて考えています。評議や、あるいはその評議の場へ臨まれる裁判員の皆さんの印象として、そのあたりの区分けというのはきちんと意識して臨まれているのでしょうか。例えば、先ほどから、被告人の生育歴や家庭環境に引きずられたというような話がありましたので、その点をちょっとお伺いしたいと思います。この犯情というのは、例えば行為態様がどうだったかとか、結果が重いか軽いとか、あるいは被告人の動機がどうだったのかとか、そういったものでして、それ以外のものを通常、一般情状というふうに言っているんですが、そのあたりの区分けはどのようにお考えになったのでしょうか。

司会者：そこは裁判所からも、犯情を中心という説明は多分していると思うんですけども、それはずっと納得できたのか、それともなかなか腑に落ちるのが難しかったのかというあたり、どなたからお伺いいたしましょうか。

内田検察官：そうですね。じゃあ4番の方、いかがでしょうか。

裁判員経験者4：事前に裁判長から説明を受けたんですが、理論は理論なんですけれども、実際に私たちがすばっとそういうふうに分けられるかということ、そう簡単には分けられなかったと思ってます。そういう中で、自分としてどうしたらいいのかって考えながら、意見を述べさせていただいたというわけです。

内田検察官：今のお話を踏まえますと、やはりその家庭環境ですか、そういったものが大きかったというふうにも思われるんですけど、どうしてそちらに重きを置いてしまうのかというのは、何か理由があるのでしょうか。

裁判員経験者4：家庭環境に重きを置いたという、そこまでのつもりはないんです。実際問題として家庭環境が確かに問題になっていたわけですが、どちらかというと、実際犯した犯罪についてどう考えるかということで、最終的には全体で、殺人罪ということでの求刑を踏まえた上でのことと、あとはいらっしゃったお子さ

んのことを考えた部分があったということです。

内田検察官：ありがとうございました。

辻弁護士：今の、そういう、二段階に分けて考えるということについて、最初のほうで2番の方が、量刑を決めるシステムが非常にはっきり分かりやすくなっていて、スムーズに量刑を決めることができたというようなことをおっしゃっていたと思うんですが、今のようところが非常にシステムがよくできているとお感じになったのでしょうか。

裁判員経験者2：一般情状か事実かというのは違います。例えば起こった事実に対して議論を重ねる。そこに情状とか何とかという部分が重なってきて、じゃあどうだろうというところで、それぞれの裁判員が考えて、最終的に投票をやるという、本当に最後の最後の部分がよくできてるなということで、検察官が御質問になられたところとは別とお考えいただいて結構かと思います。

4 量刑に関する評議について

司会者：先ほども少し、評議の中でのシステムとか、それから資料のお話などが出てきましたので、評議の進め方などについての御意見なども伺ってまいりたいと思います。裁判所から、聞きたいことありましたらどうぞ。

中川裁判官：先ほども出ておりました犯情と一般情状、量刑を決めるに当たっての考え方というのを、多分どの裁判体でも裁判長あるいは裁判官から説明していると思うんです。裁判員制度というのは皆さんの感覚を取り入れる制度ではあるわけですが、皆さんの直感とか印象で決めるという制度ではありませんので、やはり刑法がどういう考え方をしていて、それにのっとって判断をしていかなければならないということで、刑法上は、やはりやった行為に見合った刑罰を科する、行為責任主義なんていう言い方をするんですけれども、どんなことをやったのか、それに見合った刑罰が必要なんですよというようなことを最初のほうに説明をしていくんですけれども、この説明の仕方とかで何か分かりにくかったなど

か、こういうふうに言ってくれたらもっと分かったのにとか、それともその説明はそんなものかもしれないけど、なかなか腑に落ちないとか、そのあたりの皆さんの感覚はどんなものでしたでしょうか。

司会者：では1番の方から。先ほどの話ですと、まず行為を見てくださいということで、前科は後でお話ししますというようなこともあったということなんですが、まず行為を見てくださいというのはどうでしたでしょうか。その趣旨というのは御理解いただけましたでしょうか。犯罪の中身をまず中心に考えてくださいというようなことですが。

裁判員経験者1：そのときは、ちょっと納得いかない気持ちがありましたが、量刑に関して話しているときには、だんだんと理解が深まっていったと思っております。とても分かりやすい決め方だったと、私は感じております。

司会者：2番の方、いかがでしょうか。

裁判員経験者2：最後に裁判長がおっしゃったことですか。

中川裁判官：最初の方ですね。多分、私の部ですとスライドを用意しておりまして、例えばということで、窃盗と強盗の違い、強盗と強盗致傷、強盗致傷と強盗殺人など、グラフを示して、窃盗だと法定刑が1か月から10年以下ですが、強盗になりますと5年以上20年になっています。要するに態様が悪くなるとそれだけ刑が重くなるんですね。それと、強盗と強盗致傷ですと、強盗がけがをさせた場合は6年以上無期までとなっていて、要するにけがを負わせた、そういう結果も刑法は重く見るんですね。それから強盗致傷と強盗殺人、同じ強盗でもけがをさせ死に至るということになると、もう死刑か無期しかない、このように決めているので、刑法はやった手口や、あるいはそれでけがを負わせたとか死亡させたとか、そういう結果も非常に重視してますよと。あるいは殺人ですと、傷害と傷害致死と殺人のグラフを用意していて、けがを負わせたただけだったら1か月から15年までなんですけど、傷害致死になると途端に刑が3年以上20年以下と重く

なる。これが刑法は結果を非常に重要視しているということです。同じように人を死亡させたというものであっても、殺意を持ってやる場合と、けがさせようと思ってやったらその後死んだという場合とでは、やはり刑が違いますので、こういった動機などに基づいてやったのかということも刑法は重視していると、このような話をして、やった行為、手口とか、結果や動機とか、そのあたりを刑法は重要視しているという話をしているんですけど、そのような話が、ああそんなものなのかというふうに思えたか、何かもうちょっとかみ砕いて説明してくれればいいのかになったか、そのあたりどうですか。

裁判員経験者 2：今おっしゃっていただいただけでもすごく分かりやすかったんですけども、実際の評議の冒頭に当たって、スライドで示していただいたりしましたので、あれ以上簡潔には多分できないんじゃないかなというくらい、かみ砕いて説明していただいたんだと思います。何をやったかによって量刑がこの幅であるということが一番最初に裁判員が分かることが、多分一番大事だと思いますので、そういう意味では、これでもかというくらい分かりやすく説明していただいたと思います。

司会者：3番の方の評議ではいかがでしたでしょうか。やった行為が中心ですというのは、どの事件でも御説明はしてると思うんですけども、印象に残るような説明の仕方になっておりましたでしょうか。

裁判員経験者 3：そうですね。事象と、先ほど言いましたけれどもデータベース、やはりこういう行為であつたらこれより上だとか、そういう話までしていただいたので、非常に分かりやすかったとは思いますが。

司会者：4番の方はいかがでしょうか。

裁判員経験者 4：実際に検察官の主張が殺人罪で、弁護人は傷害致死ということだったわけですけども、殺意という部分がポイントになるんだと、その殺意も、自分が殺せるということを分かっている方法を実行したかどうかというところが

ポイントになるという御説明がありまして、実際、裁判の中においてそのことが特に大事だというのが分かりました。後は量刑の部分については、殺人罪ではこの範囲だということとか、殺人の場合でも人数によって違うとか、実際の手口によっても違うとか、いろいろなケースがあって、そこら辺もケース・バイ・ケース、過去の事例を用いて説明をしていただきました。その点は分かりやすかったと思います。

司会者：6番の方、いかがでしょうか。

裁判員経験者6：私どもの裁判官の方は、具体的に、今お話があったとおり、起訴とは何かとか、私が全く分からない部分の説明からいただきましたので、非常に分かりやすかったと思います。暴行と強盗と強盗致傷、あの辺の表現というのが、私たちはなかなかあまり切り分けて会話ができておりませんので、その部分について改めて理解ができたのかなと思いましたし、いろいろなことを決めるのでも、具体的な例を示していただきまして非常に分かりやすかったなと思っております。

中川裁判官：ありがとうございます。もう1点御質問したいのですが、先ほどから何回か出てきた量刑資料です。量刑資料というものがありますよということはこちらのほうから説明するのですが、見るも見ないも皆さん自身で決めてくださいというようなことを言っていて、絶対見ないといけないものでもないんです。量刑資料がまず示されたのかどうか。それについては特段疑問に思うようなことはなかったですか。ある裁判員の方から言われたのは、これは絶対見なきゃいけないものなんでしょうかと。私たちの感覚を取り入れるということなんだから見なくてもいいんですよっていうことを言われたこともあります。これは見ないといけないものなのかなとか、見ないと全然分からないとか、そのあたりはどんな感想を抱かれたのでしょうか。

司会者：そのあたり、本当に見ないといけないのか、見て大丈夫なのかというような疑問は何かお持ちになりましたか。

裁判員経験者 6：逆に、参考になるものがないと、とんちんかんなことになりかねないのかなと思います。あくまでも、自分たちが今取り組んでいる内容と、過去は実際どういう内容だったのか、参考という意味で見させていただいたという認識です。

司会者：4 番の方はいかがでしょうか。

裁判員経験者 4：やはり、言葉は悪いですけど、相場がどうなっているかというところですね。それが非常によく分かりました。ただ、その相場に対してどう考えるかというところは考えたつもりではあります。

司会者：ありがとうございました。3 番の方はいかがですか。

裁判員経験者 3：最初、刑法で刑期がこう決まっていると聞いたと思うんですけど、それだけでは我々は全然ぴんときないんで、やはりああいうデータベースである程度の範囲を示していただいたことによって、自分の整理ができたと思います。

司会者：あれも最高裁でかなり力を入れて作っていて、最近改修もされているんですが、こうすればもうちょっと使いやすいのにとという御意見はありますか。

裁判員経験者 3：あれだけしか見ていませんが、データベースそのものはきちっと整理されているので、非常に参考にはなりました。

司会者：2 番の方はいかがでしょうか。

裁判員経験者 2：データそのものが非常に分かりやすく、当時、自分が体験した限りにおいては、全然分かりにくいとか見にくいとかといったことはなく、そのままずっと自分の中に入ってきたと思っています。少なくともやはりそういうのを見ておかないと、先ほど相場とおっしゃいましたけれども、これまで出てきたいろいろな判決とのそごといいますか、不公平があるのも良くないと思いますので、やはりそういうものを見ておくべきなんだろうなとは思っています。

司会者：1 番の方はいかがでしょうか。

裁判員経験者 1：私の場合は、皆さんとちょっと違う犯罪だったので、今のようないデータベースで、大体のことが分かるというものではなかったんです。1人でやったとか複数でやったとか、複雑だと思うんですよ。ですからあまりそういう詳しいデータベースはなかったように思うんです。

司会者：一応ごらんにはなったと思うんですけども、事案によってはなくても量刑の判断はできるかなという御印象ですか。

裁判員経験者 1：そうですね。私の担当したものではそういうふうに思いました。

裁判員経験者 6：この人はこういう示談をしているとか、例えば刑を軽くしてくれと言われているとか、前科があるとかないとか、その結果こういうふうに量刑が決まったというのは、データベースを見させていただきましたので、自分たちの扱っている事件のようなものがあるのかないのか、そういう質問ができたので、私はよかったのかなと思いました。

司会者：ありがとうございました。例えばこういう項目も必要じゃないかとかいうような御感想をお持ちになりましたか。

裁判員経験者 6：量刑のときに示談のあるなしというのは一つポイントだったと思います。あのデータベースを見るまでは、自分たちの事件でそれがあのかないのかにすら気がつきませんでしたので、事前にそういうのがあってもよかったのかなと思いました。

中川裁判官：割と好意的な意見が多いんですけど、逆にそのデータベースに引きずられたとかいうことはあまりないですか。

裁判員経験者：（一同うなずく）

中川裁判官：ありがとうございました。

司会者：何か、検察官や弁護人からは。

内田検察官：量刑データベースの話が出ましたので、関連して伺いたいんです。検察官の論告において、最近は量刑資料として棒グラフを示して求刑をすることが

多いのですが、棒グラフを単に示すだけでなく、この棒グラフの大体この山のあたりに位置づけられますねとか、こっちの重いほうに位置づけられますねとか、そういう説明をすることが多いと思うんです。その説明をお聞きになって、なるほどそうだなと納得できたのか、それとも、その説明はちょっと無理があるなと思ったのか、そのあたり、何かお気づきの点があれば教えていただきたいのですが。これは皆さんに。

辻弁護士：できたら、弁護人も同じようなことをしてるので、検察側にかかわらず御意見を。

司会者：検察官及び弁護人が棒グラフを使って意見を述べる、その意見はなるほどと思えるのか、ちょっとなと思うのか。まず1番の方の事件では、そういうふうな論告弁論はありましたでしょうか。

裁判員経験者1：いや、なかったんじゃないかなと思います。

司会者：2番の方の事件では、そういう論告や弁論はありましたでしょうか。

裁判員経験者2：細かくはちょっと、はっきり覚えてないです。

司会者：3番の方の事件では、どうでしたか。

裁判員経験者3：グラフを使ってというのは、ちょっと記憶にないと思うんですけど、検察官が言われる理由は、検察官の立場となれば納得するような言い方で、弁護士は弁護士の言い分で言われているので、それは両方とも納得はできたと思います。

司会者：4番の方はいかがでしたか。

裁判員経験者4：検察官の説明はそうなのかなというふうに聞きました。その一方で弁護人も出されたんですけども、傷害致死で出されていて、殺人罪だと思っている中だったので、ちょっと違うなというところがありました。その後、これが殺人罪ならばというふうに、やはり棒グラフを示されたんですけども、ちょっとそこで、弁護人のほうはピントがずれたといいますか、そういう印象が強い

です。

司会者：6 番の方，いかがでしたでしょうか。

裁判員経験者 6：検察官からグラフの資料を示した意見がございました。それを聞いているときは，ああなるほどなというふうに聞いておりましたし，また，弁護人の説明を聞くと，これもあるほどなと，それぞれよく分かりまして，その部分も悩んでいたところでございます。

司会者：ありがとうございました。大体，量刑に関する審理や評議についての御意見は伺いました。

5 守秘義務についての意見，裁判所の接遇面についての意見

司会者：私どもとしては，皆さん，裁判員になっておられたとき，それから経験者という立場になられてからも，評議による内容などについての守秘義務をお願いしているんですけれども，この守秘義務について何か御感想がとおりかどうかをお伺いしておきたいと思います。1 番の方からいかがでしょうか。

裁判員経験者 1：私の仕事もそうですが，守秘義務を負わなければならない者の中におりますので，それに関しては何の抵抗もなかったです。

司会者：ありがとうございました。2 番の方はいかがでしょうか。

裁判員経験者 2：こういうものだとして，もう全部すっと受け入れて，自分の中でかみ砕いて，これとこれは言っちゃだめだということを考えてやってみました。

司会者：ありがとうございました。3 番の方はいかがでしょうか。

裁判員経験者 3：特に守秘義務というのは意識はしていません。別に，自分から率先して人に言うようなものでもないですし。自分の周りにそういう経験者もおられませんので，当然といえば当然の話だと思います。

司会者：ありがとうございます。4 番の方はいかがでしょうか。

裁判員経験者 4：私も，特にしゃべるということはしておりません。一方，裁判員になるに当たって仕事を休むわけですので，上司とか同僚とかに裁判員に選ばれ

たからということは伝えましたが、その後、彼らのほうが逆に、守秘義務がもっと厳しいものだと思ってくれているのか、あまり質問も来ないというのが実態です。たまたま同じ職場に1人裁判員経験者がいまして、裁判員に選ばれたということを話したら、私もよという話から、こんなもんですよということは教えてもらったりはしたんですけれども、それは当然一般論のところで、リラックスしてくださいというような会話程度でした。

司会者：ありがとうございました。6番の方はいかがでしょうか。

裁判員経験者6：内容はやはり漏らしてはだめだというふうに思いますけれども、ただ、周りの方々に対しては、裁判員をやってきたと、自分は公平な目で人を見る場を経験したんですよというようなことが、自信を持って言えるのかなと思います。

司会者：ありがとうございます。では、最後になりますけれども、量刑等を離れて、例えば接遇面等で、私ども裁判所もいろいろと考えているところではあるのですが、なかなか気づかないところもありますので、そのようなあたりでお気づきになったところ、ここは直したほうがいいというのがありましたら、ぜひこの機会にお伺いしたいと思うのですが、何かございませんでしょうか。

裁判員経験者4：逆に、もっと気を使わなくてもいいのかなと思います。本当にお客様扱いで、いろいろと気を使っただいて本当にありがたいんですけれども、もう少し放っておかれてもいいのかなと思いました。

裁判員経験者2：今の御意見にちょっと似ているんですけれども、選任手続きをするときに、一番最初に書面で呼び出しがかかって、最初辞退の有無を返信します。それでオーケーされた人がここに来まして、またそこで抽せんしますよね。それでまた選ばれて、ほかの人はさようならということで、せっかく来てまた帰されます。そうであれば、一番最初の書面が来たときにそれでオーケーした人についてはもう、その書面の時点で抽せんをして、来てくださいよという人はもう選任

される前提みたいな、そういうのでも、呼ばれる人はそんなものだと思っただろうなとは思いましたね。

司会者：なるほど。どうもありがとうございました。

6 質疑応答

司会者：では、本日は司法記者クラブの方々も来ていただいておりますので、何か御質問がありましたら、この機会にぜひどうぞ。

記者：先ほどからずっとやりとりがあります量刑のデータベースに関してなんですが、皆さん参考にされたと思うんですけども、その程度はどれぐらいのものなんでしょうか。事実で争いがなく、あと量刑がとなった場合に、それはどんな相場なんだろうというのは何となく機械的にされていくんじゃないかなというような印象を受けていますし、かつ、何かちょっと弁護側にすごく厳しい意見があったように受けとめていまして、そうなる何かデータベースというのが物すごく影響を与えているのかなという印象があるので、実際どれぐらいのものかという程度を伺えたらなと思います。これの大枠を外しちゃだめだみたいな心理的な強制が働いたとか、どういう心境だったのかということをお教えいただけますでしょうか。

司会者：それを自分の意見を形成する一つの目安にしたという程度なのか、あるいはもうそのしほりがあるんだからということで、すごくしぼられてしまったということなのかという、その印象をどのように持っておられるかということですかね。1番の方は、ぱっと適用できるようなデータがなかったのかというお話でしたけれども、この点はどういう印象を持っておられますか。

裁判員経験者1：前科がございましたね。そのときの量刑が参考になったように思います。

司会者：自分の意見を定める前提として、参考にできるデータもあったという程度ですか。

裁判員経験者 1：そうです。

司会者：2 番の方はいかがですか。

裁判員経験者 2：データベースそのものは、ふだん裁判において大体こういう感じになっているんだという参考程度にしたんですけれども、私の担当した裁判の場合は共犯者がいて、共犯者が既に刑が確定していて何年であるというのがわかっていましたので、どちらかというところのほう基準になって、そこに犯情だったり情状だったりというのを積み重ねる形で考えていきました。

司会者：3 番の方はいかがでしたか。

裁判員経験者 3：データといっても、中央集中型でなくかなりの分布があるので、そういう意味では中央に集中しなければならないとかいう意識は全然、自分にはなかったです。それを参考にして、結局検察側の意見と弁護士の意見、それと我々裁判員のディスカッションの中で自分の意見をまとめて決めたということで、しばれるために見せてもらったというふうにはとってないです。

司会者：4 番の方はいかがでしたか。

裁判員経験者 4：同じような内容というのがなかったというか、殺人罪一つでも、そこに入っているデータがたくさんあるんですけれども、同じような状況下のものがなくて、類推していく、その場合のほう実際多いと思います。それぞれケース・バイ・ケースで犯罪というのは行われていくわけであって、あくまでも参考にはできるけれども、それを前提としたもの、だからこうなんだっていう決め方ができるものではないと思います。ただ、ここまで最高裁が取り組んでおられたというのはびっくりしました。

司会者：6 番の方はいかがでしょうか。

裁判員経験者 6：先ほど申したとおり、参考にさせていただきました。

司会者：よろしいでしょうか。

記者：もう 1 点なんですけれども、事実認定していく中で、検察官の主張に対して、

疑問とか違和感とかを感じたケースはあったのかどうか、それはどういうときだったのか、教えていただけますでしょうか。

司会者：事実には争いがある事件の中で、検察官の主張立証に何か違和感を感じたことはなかったですかということですか。

記者：例えば自白の場合だったら、一般感覚だと、本人が自白してるんだったら、思い込みのようなものが強くなってしまうのかなと。

司会者：1 番の方が参加された事件は事実関係に若干争いがあったと思うのですが、検察官の主張立証、何かここはおかしいと思われるところはありませんか。

裁判員経験者 1：検察官はすごくはっきりと説明なさる方だったので、私はすごく理解できたと思ってます。特に違和感はなかったです。

司会者：4 番の方の事件は、殺意が争いになっていたと思うのですが、検察官の立証に、ここはちょっと問題がある、疑問があるというふうな、何かお感じになられたことはありましたか。

裁判員経験者 4：現場に被告人を連れていっていない、というところが疑問に感じました。その点だけですね。

司会者：そこの点の立証がなかったというのが少し疑問であったということですね。6 番の方の事件は、事件の一つが、罪名が強盗になるのか、それとも窃盗と暴行だけなのかという点の争いだったと思います。検察官の立証に何か疑問、問題点を感じられたことはありますか。

裁判員経験者 6：問題点は、言い回しが、ちょっとなかなか理解しにくいというか、そういう表現がありました。

司会者：それは、使った言葉が難しかったということでしょうか。

裁判員経験者 6：「このような状態になったときには、何とかざるを得ないであろう」という。すごく難しい言い回しだったんです。

司会者：そこはもうちょっとかみ砕いて言ってもらいたかったということですね。

ありがとうございました。

記者：被害者の参加のところでちょっとお伺いしたいんですけど、4番の方の、被害者の参加について印象が強かったというのは、殺された奥さんのお母さんが被害者参加として証言されて、その訴えが印象深かったということではないでしょうか。

裁判員経験者4：結構です。

記者：あと、1番の方の、別室で質問したという話なんですけど、何か途中で打ち切られたというのがあって、その状況がちょっとよく分からないので、差し支えない範囲で、どのようなことだったのでしょうか。

裁判員経験者1：事件の内容が内容ですので、質問を深くしていくにつれて、やはり女性として、若い子でしたので、あまり話したくないような部分もあり、もうずっと泣きながらの返答でしたので、もうこの辺が限界だと判断されて打ち切られたということです。

記者：法廷ではないところで。

裁判員経験者1：はい。別室で。

司会者：ビデオリンクという方式で、別室と法廷をモニターで結んで、別室に証人の方がおられて、そこで証人尋問を行うと、そういう方式でやったということですね。

裁判員経験者1：ただ、1点、わんわんわんという響きがね。あれは解消されたのでしょうか。

司会者：申し訳ございませんでした。3番の方の事件も、同じビデオリンク方式で証人尋問を行いまして、あのときもちょっとマイクの調子がよくなくて、本当に御迷惑をおかけいたしました。

裁判員経験者3：かなり設備が古いという話を聞いてます。

司会者：申し訳ございませんでした。

記者：1 番の方は、その状況とかも聞かれて、やはり基本的には量刑は軽くしたいと思ったんだけど、この事件については、そういう考えとは切り分けて考えたということでもいいんでしょうか。

裁判員経験者 1：そうですね。私はすごく深いというか、重い事件だと思ひまして、やった行為としては、加害者の行為はもう許されるものではないと思ひてます。でも罰というんですか、刑というのはそんなに重くすることが、本人にとっていいことかどうかということを考えたわけなんです。

記者：もう 1 点よろしいでしょうか。皆さんにそれぞれお伺ひしたいんですけど、裁判員裁判というのは市民感覚を裁判に反映するという目的があると思ひんです。振り返って、御自身なりほかの裁判員の感覚がどの部分に反映されたというふうにお考えでしょうか。

司会者：なかなか深い質問だと思ひのですけれども、国民が司法に参加することによって、司法に対してどういう影響が出ているとお考えになっているか、いかがでしょうか。

裁判員経験者 1：大変難しい質問ですね。結構、意見は分かれたと思ひんですけれども、一般市民という、私たちがどんなふうに物事を考えているというのは裁判官の方には伝わったんじゃないかと思ひます。そんなところでしょうか。

司会者：2 番の方はいかがでしょうか。

裁判員経験者 2：裁判官の方だけが行われる裁判と、裁判員が加わって行ふ裁判で、じゃあどれぐらいその結果が変わってくるかというと、私が担当した強盗致傷であれば、どうでしょう、刑期にして 2 年変わるか変わらないかということだと思ひんです。けれども、刑を受ける人からしてみれば、自分の人生を 2 年どぶに捨てるようなことにつながるわけで、これが殺人罪とかになってくると、死刑か無期かになってきますので、人 1 人の人生を大きく変えてしまうということもあり、そういう意味では市民の考えを反映できているのかできていないのか、私ではち

よっとわからないですけども、一定の効果は上がっているとは思いますが。でも何よりも、自分がこういうところに加わったことで、裁判ってこういうふうになっているんだ、司法ってこうやっているんだ、法律ってこういうふうに動かされているんだというのは理解できて、一定の、自分の周りの人にこういうことがあるということを啓蒙できているということのほうが、実は大きいのかなとは思っています。

司会者：それは我々も非常に考えているところで、御参加してくださる方が増えて、少しずつ、そういう方々の目が裁判所に届いていくということが裁判をよくしていくんだろーと思っております。3番の方、いかがですか。

裁判員経験者3：個人的な感覚としては、法律があってその中で判断すべきことで、皆さんとディスカッションする中で、やはり裁判官の方も、市民というか、民間の裁判員の意見を取り入れておられるので、そういうところはものすごく反映していくのかなと思います。だから刑がどうのこうのというのは、情状酌量というふうに皆さんの意見が傾けばあると思いますが、そういうのが多く期待できるものじゃないんじゃないかなと思います。ただ、どう表現したらいいのか、やはり1人、大きい事件だったら3人の裁判官でやられる中に、一般人が入って意見を述べていくのはものすごく反映されるんじゃないかと思います。

司会者：4番の方はいかがでしょうか。

裁判員経験者4：やはり量刑を判断する中で、市民としての考え方、裁判官や法律家でない市民としての考え方ですね、そういうところがある程度反映できているのではないかなと思います。ただ、その一方で、私が担当したのは殺人罪だったわけで、殺人罪の場合、一番重いのが死刑ということになります。私の担当の事件は死刑にはならないような事例であったわけですけども、もし死刑というのが絡んだ場合、今度は逆に市民感情として躊躇する者が出てくる可能性があるのではないかと思います。ほかの裁判員裁判をニュースで見ても、裁判

員が下した死刑判決というのはよく出ておりますけれども、やはり1人の生身の人間ですので、躊躇するという感じは起こり得るのではないかなと思います。

司会者：議論の一つのきっかけになるかもしれないということですね。6番の方は、何かお考えのことはございますでしょうか。

裁判員経験者6：ほかの裁判員の方との評議とか、裁判官の意見を聞いていく中で、常識というんですか、そういうものが少し整理できていくのかなと思いました。それと、自分自身の考えとかほかの人の考え方もあまりずれていないなと、やはりこういう物差しというのを合わせるいい機会になったなと感じました。あと懲役何年というのと、死刑を宣告する場合とで、負担の度合いというのは大きく変わってくるのかなと、そういう重い裁判に当たってしまうと、これも大変だろうなというのを改めて感じました。あのような場でいろいろな証言であつたりとか、触れることのないような経験ができたことが非常によかったなと感じました。

司会者：ありがとうございます。

本日は長時間ありがとうございました。いろいろと忌憚のない御意見を賜りまして、私どもも参考になりました。今後とも裁判所への御理解を賜りますとともに、この御経験を伝えていただきますようお願いいたします。